# [事案 2019-22] 就業不能給付金支払請求

・令和元年10月24日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

# <申立人の主張>

転換後、遡及的に障害等級2級に認定されたため、平成27年12月に転換した利率変動型積 立終身保険の就業不能保障特約にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前に発病した 疾病が原因であること、また障害等級2級に認定されたのは転換前であったことを理由に、給 付金が支払われなかったが、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)募集人は、自分がうつ病の治療をしていたことを知っていた。
- (2) 告知時、募集人から「病院に通っていることを告知すれば不利になるので告知しないで欲しい」と言われた。

### <保険会社の主張>

就業不能給付金の不支払いは、本特約の約款上の給付理由に該当しないことを理由としており、募集人の告知取扱いに関わらず給付金の支払義務は発生しないため、申立人の請求に応じることはできない。

#### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

# 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人に対して不告知を勧めたとは認められないが、募集人は申立人がカウンセリングに通っていたことは聞いており、告知対象となる医師の診察・検査・治療について確認できたといえ、それが実施されていれば本転換は行われなかった可能性があったことは否定できないため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったので、手続を終了した。